

静岡市監査委員会議記録

会 議 令和2年度 第11回 監査委員定例協議会

開催日時 令和3年3月1日（月）午前9時10分～10時50分

出席者 監査委員 村松 眞、白鳥三和子、山根 田鶴子、山本 彰彦
事務局長 森井 聡
書記 小倉 淳司
白鳥 浩司、山田 裕、鈴木 浩之、稲葉 典子
石川 修之、神山 悟
新海 拓也、望月健司郎、杉村 浩史

会議内容

1 開会宣言 小倉次長

2 例月現金出納検査等（1月分）

各会計の担当係長から、会計毎の予備検査結果について、現金出納が適正に処理されている旨の報告があり、その後、監査委員による質疑を実施した。

（1）説明者等

- ア 各種会計 石川係長（監査第2係）
- イ 病院事業会計 新海係長（監査第3係）
- ウ 水道事業会計 白鳥次長補佐（監査第1係）
- エ 簡易水道事業会計 白鳥次長補佐（監査第1係）
- オ 下水道事業会計 石川係長（監査第2係）

（2）発言等

- ア 各種会計
特になし

- イ 病院事業会計
(村松代表)

収益勘定貸方に計上されている特別利益の内容は何か。

(事務局)

国から支給された「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」の収入である。本来はそれぞれの職員が受領するものだが、清水病院が申請及び代理受領をする関係上、収益として計上する必要がある。

(白鳥委員)

既に対象者には、慰労金が支払われたのか。

(事務局)

市議会2月定例会で補正予算案が可決された後、支払われる予定である。

ウ 水道事業会計

特になし

エ 簡易水道事業会計

(白鳥委員)

今月の抽出科目は給水収益ということであるが、未収金の回収状況は例月出納検査の際に確認の対象としているのか。

(事務局)

対象としていない。

(村松代表)

簡易水道事業会計として退職給付引当金を計上しないことについて、市長部局とは合意が形成されているのか。また、合意形成がなされているとした場合、どのような文書が取り交わされているのか。

(事務局)

確認し、後日回答する。

オ 下水道事業会計

特になし

3 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第31号 令和2年度工事監査結果報告書・指導事項について

① 説明者 石川係長

② 要 旨 議案集及び資料により説明

③ 発言等 特になし

④ 結 果 各監査委員が復命内容を吟味した結果、当該報告書は品質管理方針に

規定された達成すべき水準を満たしていることを確認した。

村松代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第32号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について

- ① 説明者 白鳥次長補佐
- ② 要 旨 議案集及び資料により説明
- ③ 発言等

（白鳥委員）

平成21年度の指摘事項は措置が困難なものだったのか。

（事務局）

平成21年度の包括外部監査は、補助金の事務などを対象としたものであるが、現段階で措置状況の報告のない消防団交付金など4件の補助金等は、制度の沿革などが複雑で、所管課として指摘されていることは受け止めているものの、対応が困難な面があると聞いている。

（白鳥委員）

今回、措置状況の報告があった補助金は、交付要綱が設けられていないという指摘を10年前に受けていたが、その間、どのように補助金を交付していたのか。

（事務局）

要綱がない間、交付の際に各年度事業決裁を作成し、交付していたものと思われるが、今回、要綱を設けることで明文化し、仕組みを構築したということである。

（白鳥委員）

直すまで10年かかったということか。

（村松代表）

認識がなかったのではないか。10年かかるものではない。

（村松代表）

残りの4件は何か。

（事務局）

管理運営経費（静岡県消防協会静岡支部負担金/静岡県消防協会消防賞じゅつ負担金）、福祉共済制度加入補助金、消防団交付金、全国消防操法出動経費の4件で、全て警防課所管のものである。

（村松代表）

消防団交付金について、消防団はそもそも市の組織であるから、交付金の交付により対応することが適切であるのかに疑義があり、指摘自体に不合理な面があると認識している。令和元年9月議会の総括質問でも取り上げられた課題であり、現在、消防局が見直しを行っていると聞いている。他の3件も同じような理由で未措置であ

るだろう。

- ④ 結果 市長等から通知のあった指摘事項に対する24件の措置状況（包括外部監査）について公表することを決定した。

（2）報告事項

ア 報第6号 内部統制の不備に関する報告（令和3年1月分）について

- ① 説明者 新海係長
② 要旨 報告事項により説明
③ 発言等
（山本委員）

今回報告された氏名及びメールアドレスの漏えいについて、今後の対応として「送信内容、送信方法（BCC、CC）について、印刷したメール案を決裁に添付し、複数人での確認を徹底することで、再発防止に努めます。」となっているが、機械的にチェックをかけるなど、システム上で対応をする等の方法が取れないものなのか。もう少し対応策を考えてもらいたい。

（事務局）

「今後の対応」に記載されている内容は、報道資料として事実を明らかにした際の第一報として掲載されているものであり、最終的に内部統制評価部局が年度末に評価を行う際に再度検証されることとなる。この後報告させていただく令和元年度静岡市内部統制評価報告書審査意見書（試行版）の話にもなるが、このメールアドレスの漏えい問題は過去にも発生していることから、例えば内部統制推進部局であるICT推進課が発生した事象を捉えてどのように対応したのか、そういった点も内部統制評価報告書に反映されてくるとなると考えている。いただいた御意見はコンプライアンス推進課に伝えさせていただく。

イ 報第7号 令和元年度静岡市内部統制評価報告書審査意見書（試行版）について

- ① 説明者 新海係長
② 要旨 報告事項により説明
③ 発言等
（白鳥委員）

「指摘事項3. リスク対応策の不適切な評価について」はかなり厳しい内容となっている。ここで指摘事項としているのは、全体の中で1件こういったことがあったという話ではなく、全体を見たときの心証として、何かしらの対応策が取られていれば、その中身を検証することなく「不備なし」としていることに対して指摘しているということか。

（事務局）

その通りである。全部で百数十件あったが、例えばダブルチェックでうまくいかな

かったからトリプルチェックをするといった実効性がないと思われる対応策でも、何かしら対応策が取られていればいいという評価を行っていた。その対応策が有効なものなのかどうか、評価すべきではないかということである。

(白鳥委員)

「指摘事項4. 内部統制上の不備の評価誤りについて」で指摘している内容は、ヒヤリハット事例の中に不備ではないものが入っていたということか。

(事務局)

その通りである。ヒヤリハットにも未然に防げたものもあれば、危なかったものもある。報告書の中では件数のみ触れられているが、その中身を確認したところ、内部統制が働いて不備を未然に防いだものが、不備としてカウントされており、それは適切ではないということである。

(村松代表)

白鳥委員の2つの質問は、コンプライアンス推進課と監査委員事務局の間で認識の違いが出やすいところだと思う。基本的にはヒヤリハットまでを含めた報告をコンプライアンス推進課は求めるべきであろう。その意味合いは、何か悪いことがあったのであればそれを件数に入れてしまおうという考えもあるのではないか。各所管課にはヒヤリハットでよかった、で終わるのではなく、何が悪かったのか、気を付けないといけないという意識付けをさせることも大事になる。

しかし、その集めた情報をそのまま報告書に掲載するのではなく、評価者としてひと手間かけてもらいたい、再度検証してほしいということを求めている。この点を監査委員事務局とコンプライアンス推進課で意味を違えないように、対立しないように、丁寧にしっかり伝えてほしい。

もう一点、この試行版は総務省のガイドラインに基づいて評価を行っているとのことであるが、本番では総務省のガイドラインを頼りにしすぎず、本市の評価手続、まず本年度、内部統制に関する規定を作成した。その下に付属するもの、これが要綱なのかどのような形になるのかはわからないが、それに基づいた本市の評価手続に則って評価を行うべきではないかという点を伝えてほしい。

(事務局)

いただいた意見をコンプライアンス推進課に伝えさせていただく。

(3) その他連絡事項

ア 令和2年度第10回定例協議会議事録の公表について

・・・・・・白鳥次長補佐が説明

イ 3・4月の日程について

・・・・・・小倉次長が説明

4 閉会宣言 小倉次長